

令和7年度 宮崎県道路交通環境安全推進連絡会議 (第2回)

説明資料

令和8年 3月5日

【会議次第】

- | | |
|-------------------------|-------|
| 1. 宮崎県道路交通環境安全推進連絡会議の概要 | P. 1 |
| 2. 第6次事故危険箇所（案） | P. 4 |
| 3. 事故危険区間リストの更新 | P. 11 |
| 4. 幹線道路における事故対策の検証 | P. 16 |
| 5. 生活道路の事故対策 | P. 21 |
| ・ゾーン30プラスの取組 | |
| ・法定速度30km/hについて | |
| 6. その他 | P. 31 |
| ・今後のスケジュールについて | |

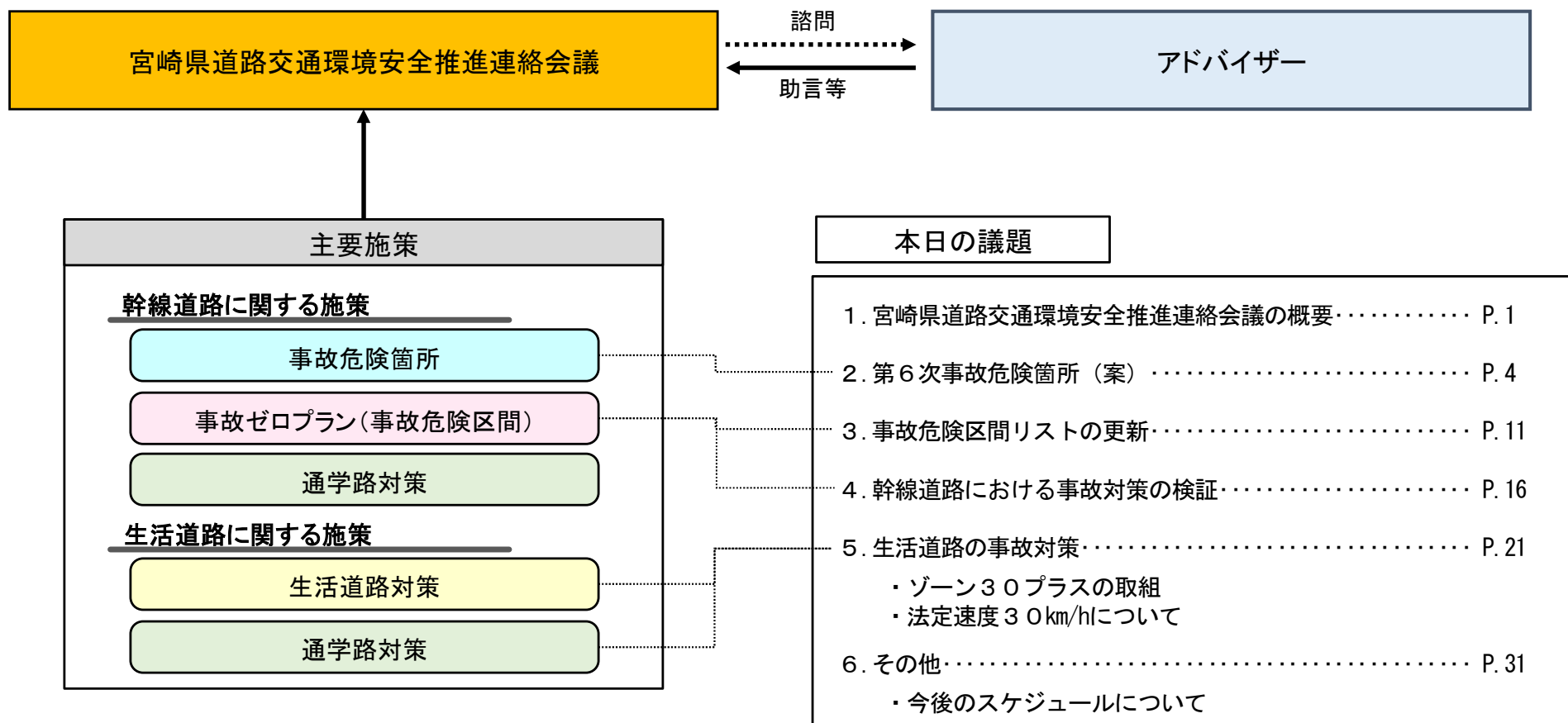
1. 宮崎県道路交通環境安全推進連絡会議の概要

1. 宮崎県道路交通環境安全推進連絡会議の概要

■目的

- 宮崎県内の交通管理者及び各道路管理者が連携して行う安全な道路交通環境の整備のための主要施策について、適切な進行管理とともに、地域住民等への広報や道路交通環境に関する意見を主要施策に反映させ、宮崎県における安全な交通環境の整備を推進することを目的とする。

■主要施策及び会議の位置づけ



1. 宮崎県道路交通環境安全推進連絡会議の概要

■主要施策の概要

幹線道路

事故危険箇所

- 対象道路：直轄国道・主要地方道・都道府県道
- 箇所選定：事故データやETC2.0の挙動データ等をもとに
概ね5年毎に箇所を選定
- 事業推進：第6次事故危険箇所（令和7年度選定）
令和12年度事業完了に向け対策を検討・実施

概ね5年サイクルで重点的に行う交通安全向上施策(今年度選定)

事故ゼロプラン(事故危険区間)

- 対象道路：直轄国道
- 箇所選定：事故データや地域の要望等をもとに、
毎年、事故対策、歩道整備が必要な箇所を選定
- 事業推進：**長期的事業箇所を含み対策を検討・実施**

事故危険箇所を包括し、より広範な視点で交通安全を向上させる施策

生活道路

生活道路対策(ゾーン30プラス)

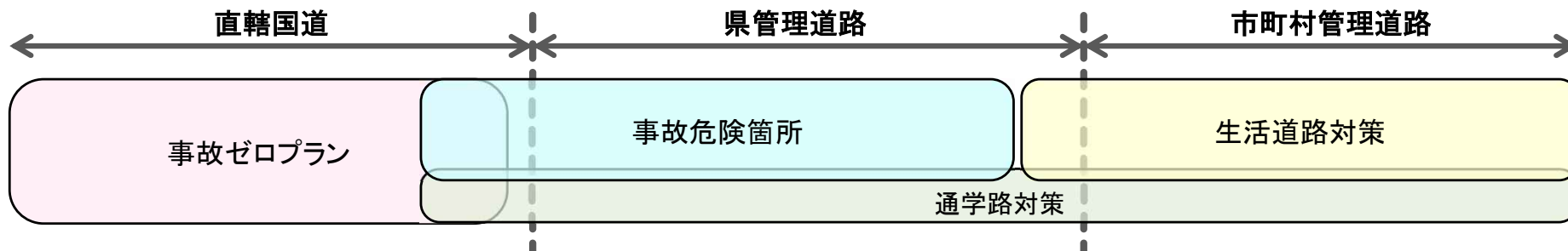
- 対象道路：都道府県道・市町村道等における生活道路
- 箇所選定：事故発生状況、地域の関係者の要望等をもとに、随時、箇所を選定
- 事業推進：選定期間に応じて随時実施

従前の、ゾーン30と生活道路対策エリアを連動させた新たな施策

通学路対策

- 対象道路：直轄国道・主要地方道・都道府県道・市町村道等における通学路指定区間
- 箇所選定：通学路での事故発生状況、通学路合同点検を通し、随時箇所を選定
- 事業推進：選定期間に応じて随時実施

■道路管理者における主要施策の関連イメージ



2. 第6次事故危険箇所(案)

2-1. 宮崎県における事故危険箇所の取組

■ 概要

- ・ 幹線道路において重点的な交通事故抑止対策が必要とされる「事故危険箇所（第1次～第6次）」を選定した上で、道路管理者と都道府県公安委員会が連携して交通事故抑止対策を実施し死傷事故の抑止を図る。

事故危険箇所の指定経緯

- 第1次社会資本整備重点計画 (H15～H19)
 - ・ 全国3,956箇所を事故危険箇所に指定 (H15.7指定)
- 第2次社会資本整備重点計画 (H20～H24)
 - ・ 全国3,396箇所を事故危険箇所に指定 (H20.12指定)
- 第3次社会資本整備重点計画 (H24～H28)
 - ・ 全国3,490箇所を事故危険箇所に指定 (H25.7指定)
- 第4次社会資本整備重点計画 (H27～H32)
 - ・ 全国3,125箇所を事故危険箇所に指定 (H29.1指定)
- 第5次社会資本整備重点計画 (R3～R7)
 - ・ 全国2,748箇所を事故危険箇所に指定 (R4.3指定)
- 第6次社会資本整備重点計画 (R8～R12)
 - ・ 全国で事故危険箇所を指定予定

【事故危険箇所における目標】

- ・ 令和12年度末までに、対策実施箇所における死傷事故件数について令和2年～令和5年までの年間平均死傷事故件数と比較して約3割抑止

事故危険箇所の抽出基準 (第6次社会資本整備重点計画)

■ 抽出基準 A

- ・ 過去4年間(令和2年～令和5年)における平均的な交通事故発生状況について、以下に該当する箇所
 - 死傷事故率が100件/億台キロ以上
 - かつ重大事故率が10件/億台キロ以上
 - かつ死亡事故率が1件/億台キロ以上

※死傷事故率とは…、自動車区間1kmを1億台走行した場合に発生する可能性のある死傷事故件数で、数値が高いほど事故の危険性が高いことを示す。

■ 抽出基準 B

- ・ 抽出基準Aに該当しない箇所のうち、地域の課題や特徴を踏まえ、特に緊急的、集中的な対策が必要な箇所

【顕在的危険箇所】

1. 民間企業などが公表する交通事故が多発している箇所
2. 過去4年間(令和2年～令和5年)において特に重大事故の危険性が高い箇所
 - 死傷事故率150件/億台キロ以上かつ重大事故発生
 - 死傷事故件数8件以上かつ重大事故発生
3. 統合区間で対策が必要となる箇所
4. 過去4年間(令和2年～令和5年)において高齢者事故件数が多い箇所
 - 高齢者事故件数が2件以上発生
 - かつ高齢者事故割合が平均(60%)以上
 - かつ死傷事故率150件/億台キロ以上
5. 中高生をはじめとする自転車利用者の交通の安全性確保のための対策が必要な箇所

【潜在的危険箇所】

6. ETC2.0の急制動データを用いて選定した潜在的な危険箇所
7. 道路利用者アンケート等において、危険性が指摘されている箇所
8. 交通量変化に伴う事故発生が予見される箇所
9. 通学路における対策必要箇所

※4.5.7 は第5次にはなく、第6次より追加した基準

2-2. 第6次事故危険箇所(案)の選定

・宮崎県では、令和8年3月に第6次事故危険箇所(案)として33箇所を選定。(延岡河川: 8箇所 宮崎河川: 15箇所、県: 10箇所)

イタルダ番号	NO.	道路種別	管理者	路線名	交差点 単路	住所	交差点名	指定	社重	抽出 基準	実施主体
45-K003129-000	延1	一般国道(指定区間内)	延岡河川国道	国道10号	交差点	延岡市昭和町2丁目2268番地	昭和町交差点	R8.3	第6次	A	延岡河川国道
45-T000450-200	延2	一般国道(指定区間内)	延岡河川国道	国道10号	単路	延岡市別府町3722番地~3722番地		R8.3	第6次	A	延岡河川国道
45-T000450-100	延3	一般国道(指定区間内)	延岡河川国道	国道10号	単路	延岡市別府町3802番地~3802番地		R8.3	第6次	A	延岡河川国道
45-K003124-000	延4	一般国道(指定区間内)	延岡河川国道	国道10号	交差点	延岡市出北5丁目18番地		R8.3	第6次	B	延岡河川国道
45-K003078-000	延5	一般国道(指定区間内)	延岡河川国道	国道10号	交差点	東臼杵郡門川町本町1丁目58番地		R8.3	第6次	B	延岡河川国道
45-K070412-000	延6	一般国道(指定区間内)	延岡河川国道	国道10号	交差点	延岡市石田町4791番地	石田町交差点①	R8.3	第6次	B	延岡河川国道
45-K050012-000	延7	一般国道(指定区間内)	延岡河川国道	国道10号	交差点	延岡市石田町4830番地	石田町交差点②	R8.3	第6次	B	延岡河川国道
45-K070413-100	延8	一般国道(指定区間内)	延岡河川国道	国道10号	交差点	延岡市石田町4830番地	石田町交差点③	R8.3	第6次	B	延岡河川国道
45-T061473-000	宮1	一般国道(指定区間内)	宮崎河川国道	国道10号	単路	宮崎市島之内6321番地~宮崎市新名爪宮田		R8.3	第6次	A	宮崎河川国道
45-K003029-000	宮2	一般国道(指定区間内)	宮崎河川国道	国道10号	交差点	宮崎市花ヶ島町榎ノ木304番地	榎ノ木交差点	R8.3	第6次	A	宮崎河川国道
45-K002065-000	宮3	一般国道(指定区間内)	宮崎河川国道	国道10号	交差点	宮崎県児湯郡都農町川北5524番地	都農町三日月原交差点	R8.3	第6次	B	宮崎河川国道
45-T090445-000	宮4	一般国道(指定区間内)	宮崎河川国道	国道10号	単路	児湯郡川南町川南13572番地~13683番地		R8.3	第6次	B	宮崎河川国道
45-T004199-000	宮5	一般国道(指定区間内)	宮崎河川国道	国道10号	単路	児湯郡高鍋町北高鍋2970番地~高鍋町蚊口浦5552番地		R8.3	第6次	B	宮崎河川国道
45-K001783-000	宮6	一般国道(指定区間内)	宮崎河川国道	国道10号	交差点	児湯郡新富町三納代1903番地		R8.3	第6次	B	宮崎河川国道
45-K002925-000	宮7	一般国道(指定区間内)	宮崎河川国道	国道10号	交差点	宮崎市橋通東4丁目3番地		R8.3	第6次	B	宮崎河川国道
45-K002913-000	宮8	一般国道(指定区間内)	宮崎河川国道	国道10号	交差点	宮崎市千草町15番地		R8.3	第6次	B	宮崎河川国道
45-K001251-000	宮9	一般国道(指定区間内)	宮崎河川国道	国道10号	交差点	宮崎市高岡町浦之名2820番地	高岡町赤谷交差点	R8.3	第6次	B	宮崎河川国道
45-K002813-000	宮10	一般国道(指定区間内)	宮崎河川国道	国道10号	交差点	都城市平江町3丁目10番地	神柱公園入口交差点	R8.3	第6次	B	宮崎河川国道
45-K060379-000	宮11	一般国道(指定区間内)	宮崎河川国道	国道220号	交差点	宮崎市中村西1丁目2番地		R8.3	第6次	B	宮崎河川国道
45-K002889-000	宮12	一般国道(指定区間内)	宮崎河川国道	国道220号	交差点	宮崎市中村西2丁目1番地		R8.3	第6次	B	宮崎河川国道
45-K002887-000	宮13	一般国道(指定区間内)	宮崎河川国道	国道220号	交差点	宮崎市中村東2丁目5番地	宮崎市中村交差点	R8.3	第6次	B	宮崎河川国道
45-K000304-000	宮14	一般国道(指定区間内)	宮崎河川国道	国道220号	交差点	日南市油津2丁目6番地	油津港入口交差点	R8.3	第6次	B	宮崎河川国道
45-T004882-000	宮15	一般国道(指定区間内)	宮崎河川国道	国道220号	単路	串間市西方3111番地~3392番地		R8.3	第6次	B	宮崎河川国道
45-K000520-000	県1	一般国道(指定区間外)	宮崎県	国道269号	交差点	都城市郡元1丁目3	郡元交差点	R8.3	第6次	A	02都城土木
45-K002120-000	県2	一般国道(指定区間外)	宮崎県	国道327号	交差点	日向市塩見1050		R8.3	第6次	A	09日向土木
45-T061799-000	県3	主要地方道(県道)	宮崎県	(主)高岡郡司分線	単路	宮崎市細江3365~宮崎市細江4015		R8.3	第6次	A	01宮崎土木
45-K000800-000	県4	主要地方道(県道)	宮崎県	(主)三股高城線	交差点	都城市高城町満坊3027		R8.3	第6次	A	02都城土木
45-K050467-000	県5	主要地方道(県道)	宮崎県	(主)宮崎インター-佐土原線	交差点	宮崎市田代町36		R8.3	第6次	B	01宮崎土木
45-K002893-000	県6	主要地方道(県道)	宮崎県	(主)宮崎インター-佐土原線	交差点	宮崎市港2丁目	宮崎港前交差点	R8.3	第6次	B	01宮崎土木
45-K001025-000	県7	主要地方道(県道)	宮崎県	(主)宮崎島之内線	交差点	宮崎市瀬頭1丁目1	瀬頭交差点	R8.3	第6次	B	01宮崎土木
45-T006300-000	県8	主要地方道(県道)	宮崎県	(主)稲葉崎平原線	単路	延岡市溝口1丁目6044~延岡市溝口町2丁目1016		R8.3	第6次	B	10延岡土木
45-K002006-000	県9	一般県道	宮崎県	(一)高鍋美々津線	交差点	川南町平田4451		R8.3	第6次	B	08高鍋土木
45-T090860-000	県10	一般県道	宮崎県	(一)中村木崎線	単路	宮崎市田吉207~宮崎市田吉154		R8.3	第6次	B	01宮崎土木

2-2. 第6次事故危険箇所(案)の選定

▼延岡河川国道事務所管内の事故危険箇所(候補8箇所)一覧

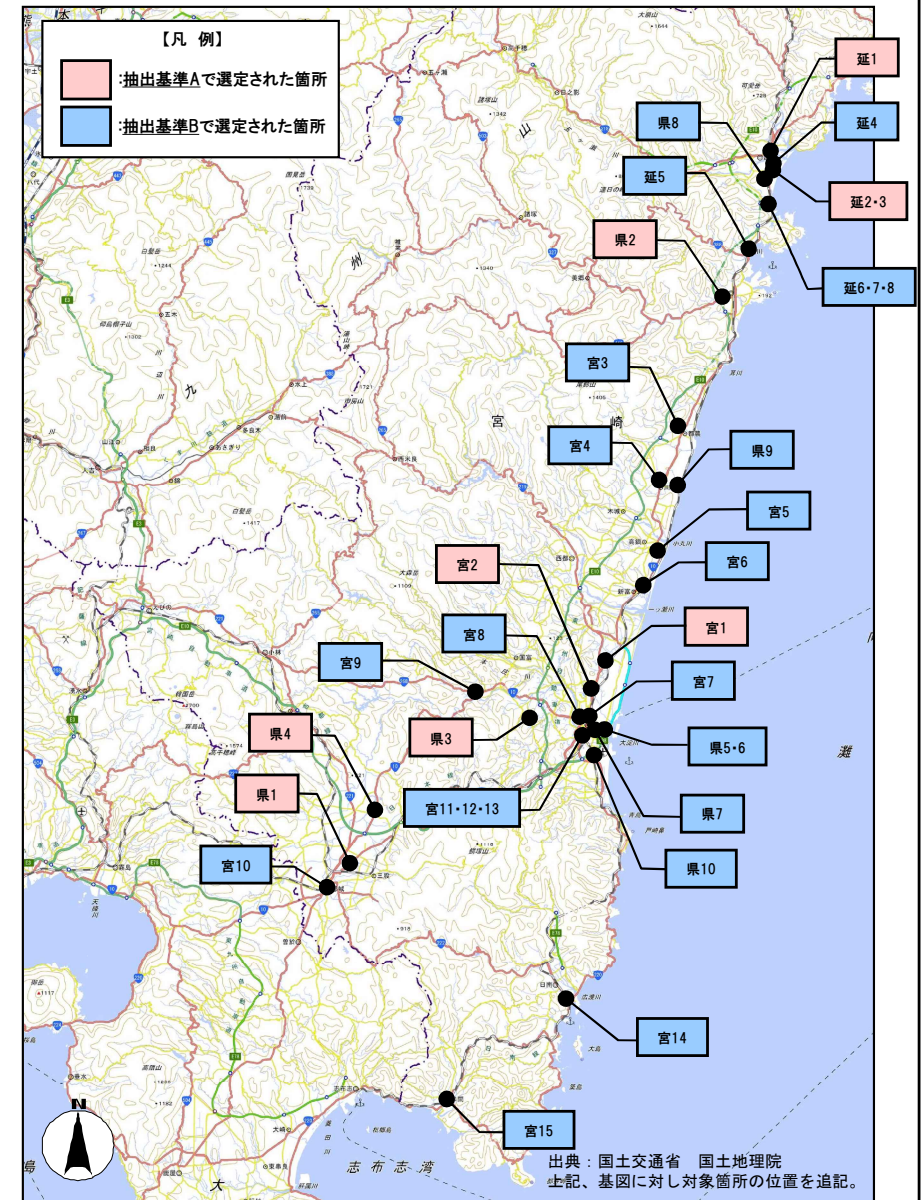
イタルダ番号	No.	路線名	住所	交差点名	抽出基準
45-K003129-000	延1	国道10号	延岡市昭和町2丁目2268番地	昭和町交差点	A
45-T000450-200	延2	国道10号	延岡市別府町3722番地～3722番地		A
45-T000450-100	延3	国道10号	延岡市別府町3802番地～3802番地		A
45-K003124-000	延4	国道10号	延岡市出北5丁目18番地		B
45-K003078-000	延5	国道10号	東臼杵郡門川町本町1丁目58番地		B
45-K070412-000	延6	国道10号	延岡市石田町4791番地	石田町交差点①	B
45-K050012-000	延7	国道10号	延岡市石田町4830番地	石田町交差点②	B
45-K070413-100	延8	国道10号	延岡市石田町4830番地	石田町交差点③	B

▼宮崎河川国道事務所管内の事故危険箇所(候補15箇所)一覧

イタルダ番号	No.	路線名	住所	交差点名	抽出基準
45-T061473-000	宮1	国道10号	宮崎市島之内6321番地～宮崎市新名爪宮田		A
45-K003029-000	宮2	国道10号	宮崎市花ヶ島町楠ノ木304番地	楠ノ木交差点	A
45-K002065-000	宮3	国道10号	宮崎県児湯郡都農町川北5524番地	都農町三日月原交差点	B
45-T090445-000	宮4	国道10号	児湯郡川南町川南13572番地～13683番地		B
45-T004199-000	宮5	国道10号	児湯郡高鍋町北高鍋2970番地～高鍋町蚊口浦5552番地		B
45-K001783-000	宮6	国道10号	児湯郡新富町三納代1903番地		B
45-K002925-000	宮7	国道10号	宮崎市橋通東4丁目3番地		B
45-K002913-000	宮8	国道10号	宮崎市千草町15番地		B
45-K001251-000	宮9	国道10号	宮崎市高岡町浦之名2820番地	高岡町赤谷交差点	B
45-K002813-000	宮10	国道10号	都城市平江町3丁目10番地	神柱公園入口交差点	B
45-K060379-000	宮11	国道220号	宮崎市中村西1丁目2番地		B
45-K002889-000	宮12	国道220号	宮崎市中村西2丁目1番地		B
45-K002887-000	宮13	国道220号	宮崎市中村東2丁目5番地	宮崎市中村交差点	B
45-K000304-000	宮14	国道220号	日南市油津2丁目6番地	油津港入口交差点	B
45-T004882-000	宮15	国道220号	串間市西方3111番地～3392番地		B

▼宮崎県の事故危険箇所(候補10箇所)一覧

イタルダ番号	No.	路線名	住所	交差点名	抽出基準
45-K000520-000	県1	国道269号	都城市郡元1丁目3	郡元交差点	A
45-K002120-000	県2	国道327号	日向市塩見1050		A
45-T061799-000	県3	(主)高岡郡司分線	宮崎市細江3365～宮崎市細江4015		A
45-K000800-000	県4	(主)三股高城線	都城市高城町満坊3027		A
45-K050467-000	県5	(主)宮崎インター佐土原線	宮崎市田代町36		B
45-K002893-000	県6	(主)宮崎インター佐土原線	宮崎市港2丁目	宮崎港前交差点	B
45-K001025-000	県7	(主)宮崎島之内線	宮崎市瀬頭1丁目1	瀬頭交差点	B
45-T006300-000	県8	(主)稲葉崎平原線	延岡市構口1丁目6044～延岡市構口町2丁目1016		B
45-K002006-000	県9	(一)高鍋美々津線	川南町平田4451		B
45-T090860-000	県10	(一)中村木崎線	宮崎市田吉207～宮崎市田吉154		B



▲宮崎県内の事故危険箇所(候補33箇所)の位置図

2-3. 第6次事故危険箇所(案)の選定箇所例

■国道10号 石田町交差点 いしだまち

延岡河川国道事務所管理箇所【No.6.7.8】

- ・石田町交差点は国道10号と市道貝の畑土々呂通線を結ぶ交差点である。
- ・安全不確認などによる直進車との**右折時事故**や、動静不注視による**追突事故**が発生しており、追突事故については重大事故となっている。

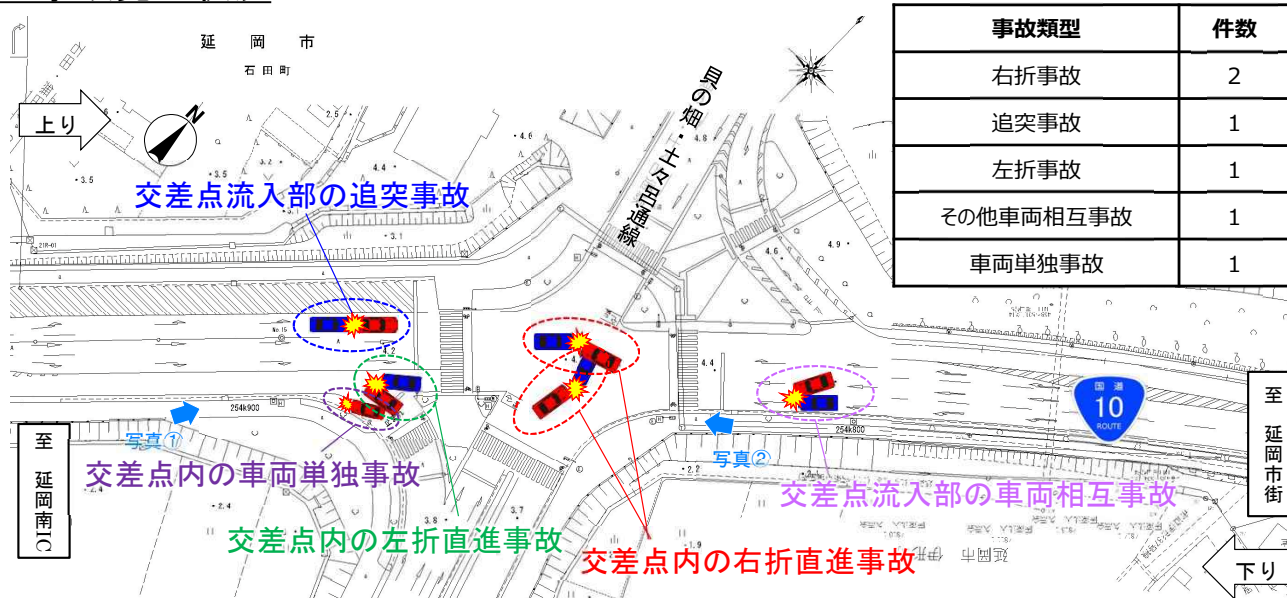
■位置図



■位置図(詳細)



■事故発生状況



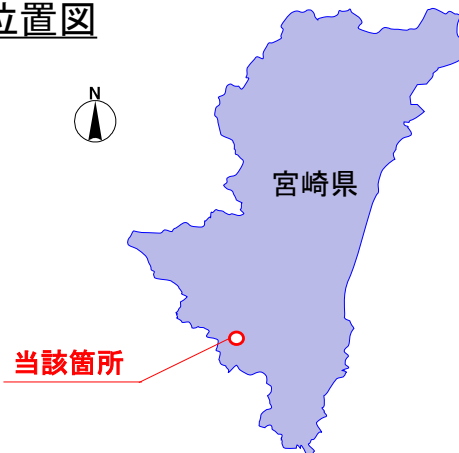
2-3. 第6次事故危険箇所(案)の選定箇所例

■国道10号 かんばしらこうえんいりぐち 神柱公園入口交差点

宮崎河川国道事務所管理箇所【No.10】

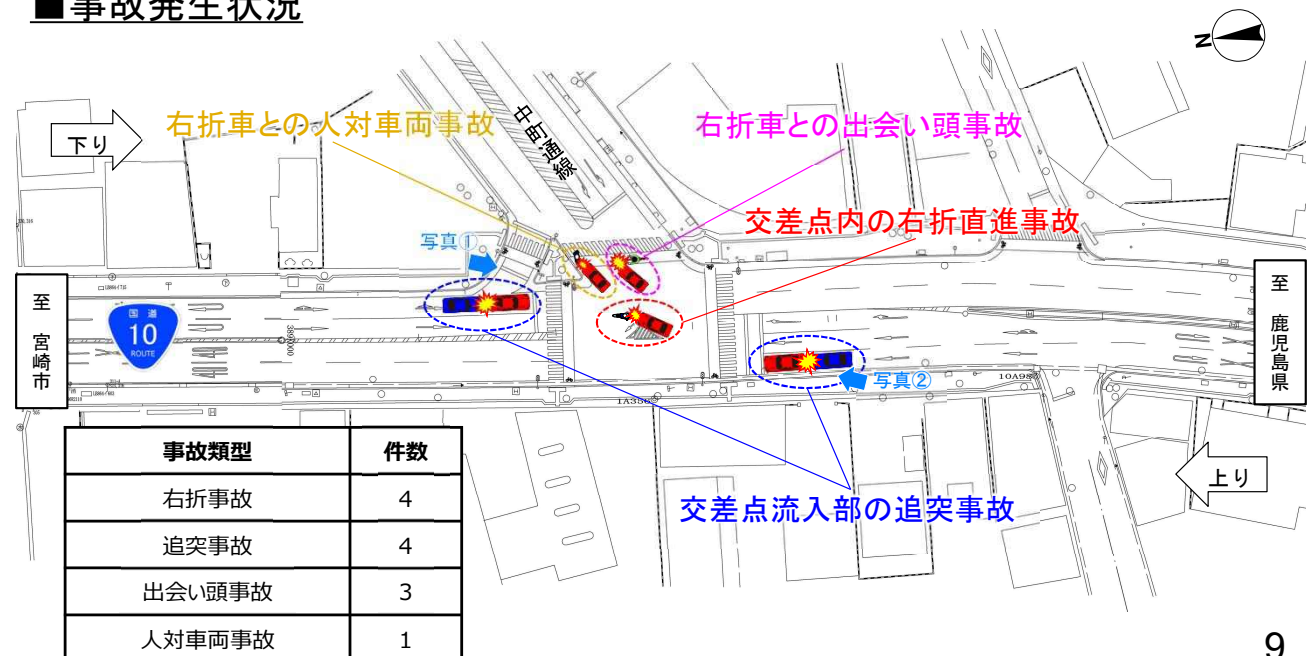
- ・神柱公園入口交差点は国道10号と市道中町通線を結ぶ交差点である。
- ・確認不足による横断歩道横断者と右折車による**人对車両事故**や、直進車と右折車の**右折時事故**が発生しており、どれも重大事故となっている。

■位置図



■事故発生状況

■位置図(詳細)



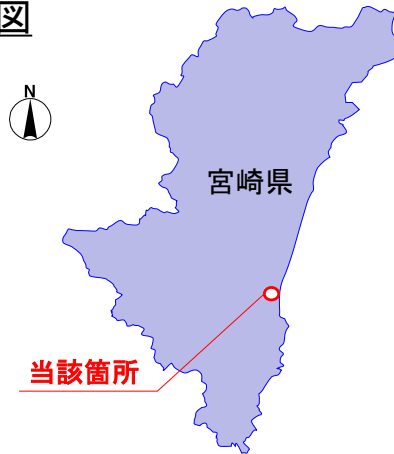
2-3. 第6次事故危険箇所(案)の選定箇所例

■主要地方道宮崎島之内線 瀬頭交差点

宮崎県管理箇所【No.7】

- ・本交差点は宮崎島之内線と宮崎港宮崎停車場線を結ぶ交差点である。
- ・信号待機車両への**追突事故**や車線変更時の確認不足による**接触事故**、直進車と右折車の**右折時事故**が発生しており、どれも重大事故となっている。

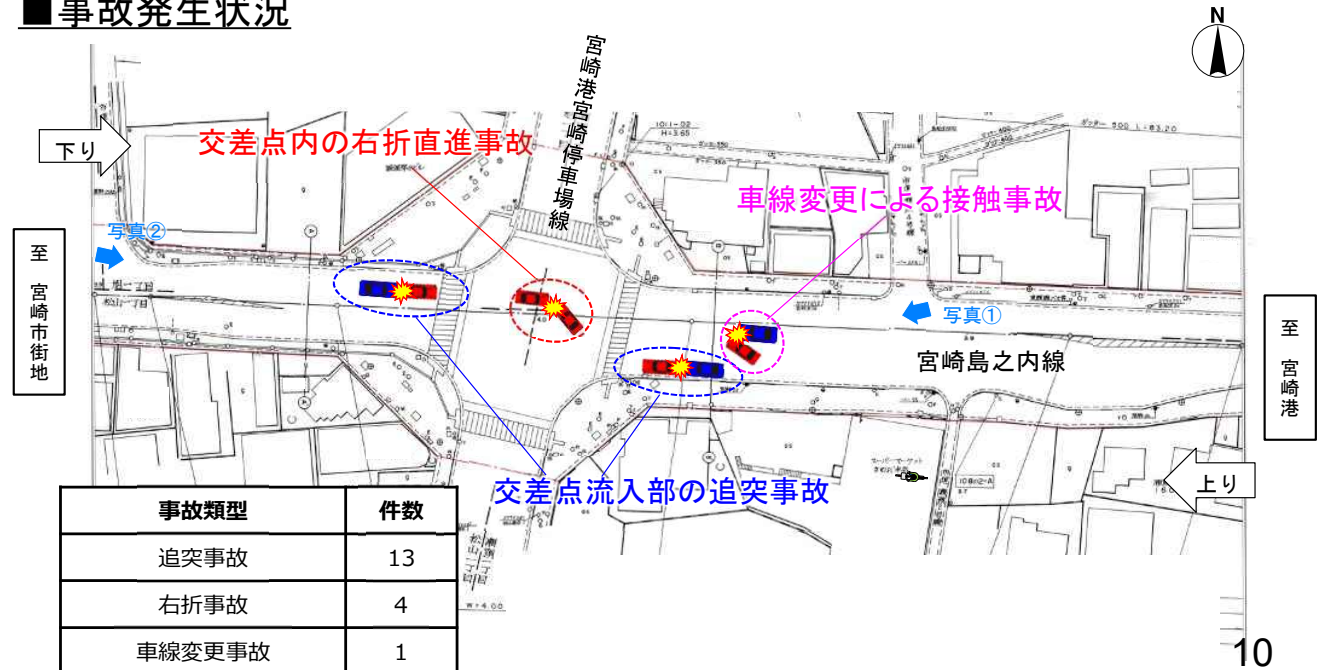
■位置図



■位置図(詳細)



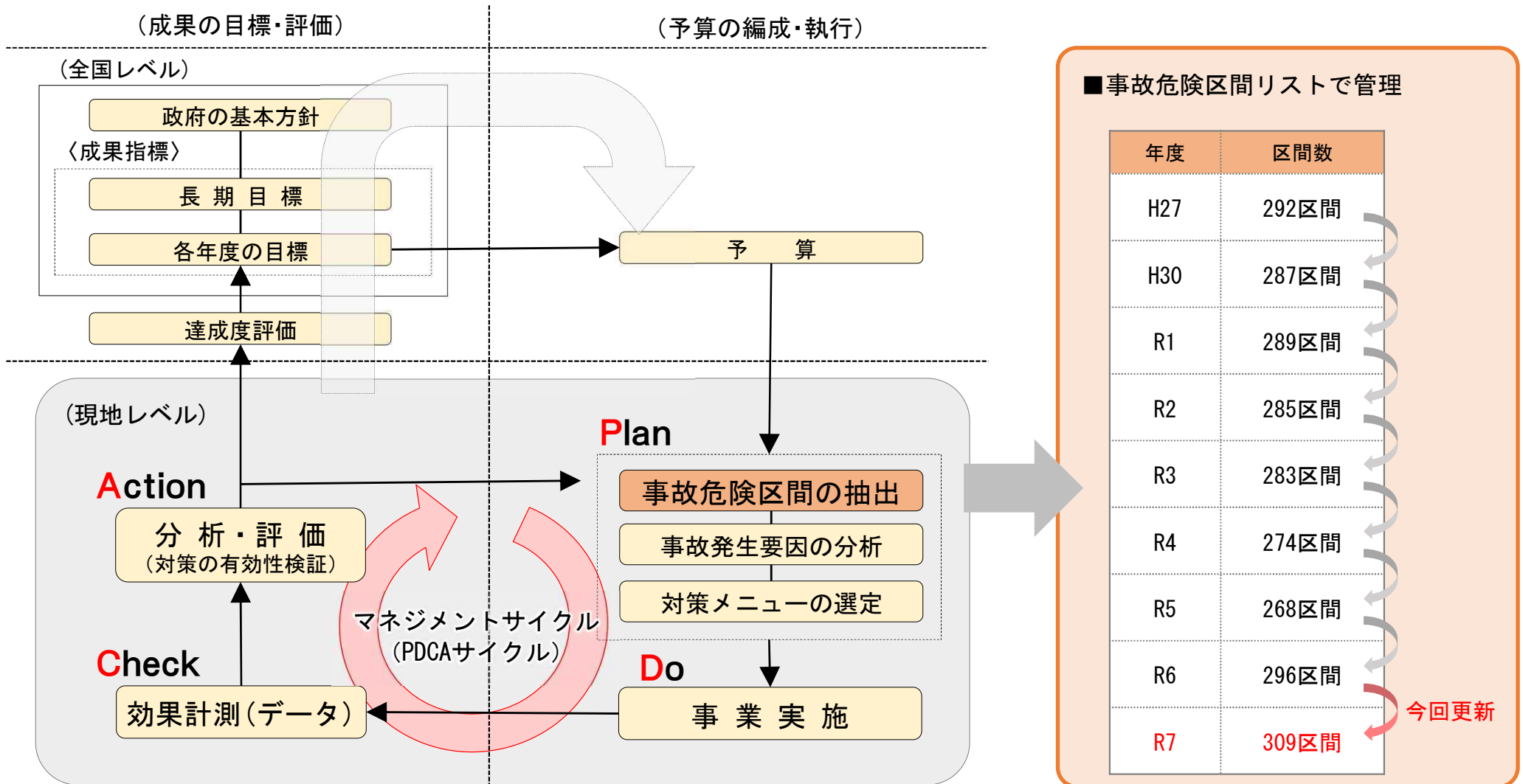
■事故発生状況



3. 事故危険区間リストの更新

3-1. 「事故危険区間」の概要

- ・事故ゼロプラン(事故危険区間)では事故データや地方公共団体・地域住民からの指摘等に基づき危険性の高い箇所を抽出し、『**事故危険区間リスト**』として**管理**している。
- ・対策完了後は効果を計測評価し、**マネジメントサイクル(PDCAサイクル)**により逐次改善を図り、**毎年区間リスト数を更新**している。



3-2. 事故危険区間リストの抽出基準

・リストへの新規追加は、以下に示す宮崎県の抽出基準に則り、該当する箇所リストへの追加を検討している。

宮崎県内の直轄国道のイタルダ区間:2,763区間

【国道10号:1,940区間、国道220号:532区間、国道218号113区間、東九州自動車道(指定区間内):178区間】

事故対策(車両事故対策)が必要な区間の抽出

A. 事故が多発 (データ)

①死傷事故率が高い
(150件/億台キロ以上)

かつ

②死傷事故件数が多い
(R2~R5年の4力年の
事故件数が8件以上)

または

③高齢者事故件数が多い
(R2~R5年の4力年の
高齢者事故件数が2件以上かつ
高齢者事故割合が平均(60%)以上
かつ死傷事故率150以上)

B. 重大事故が発生 (データ)

④事故危険箇所
(死傷事故率100以上
かつ重大事故率10以上
かつ死亡事故率1以上)

または

⑤死亡・重大事故が発生
R2~R5年の4力年の
死傷事故率150以上
かつ重大事故発生
または
R2~R5年の4力年の
死傷事故件数8件以上
かつ重大事故発生

C. 安全性の懸念 (地域の声)

⑥地域が懸念する箇所
(地方公共団体からの要望箇所、
沿線市町・所轄署・小学校・
交通事業者・一般運転手等
へのヒアリング等での指摘箇所)

または

⑦公安委員会からの
指摘があった箇所

または

⑧道路管理者の点検
による対策必要箇所

歩道整備(歩行者事故対策)が必要な区間の抽出

D. 歩道の整備状況 (データ)

歩道幅員2m未満

⑨両側が幅員2m未満

または

⑩通学路指定あり

または

⑪通学者(小中高)あり

または

⑫歩行者事故が発生

または

⑬連続する歩道が必要※
※100m未満の歩道未整備区間など

歩道幅員
3m未満

⑭歩行者・
自転車の
通行量が
非常に多い
(歩行者500人
/日以上、かつ、
自転車500台
/日以上)

E. 安全性の懸念 (地域の声)

⑮地域が懸念する箇所
(地方公共団体からの要望箇所、
沿線市町・所轄署・小学校・
交通事業者・一般運転手等
へのヒアリング等での指摘箇所)

3-3. 事故危険区間リストの抽出結果

- ・令和6年度に見直した抽出基準に則り、事故データによる抽出（A、B）について、最新の事故データ（令和2年～5年）による抽出を実施。
- ・更に、最新の地域の声（C、E）や歩道整備状況（D）を抽出した結果、新規区間として12区間を抽出。

R6事故危険区間リスト【301区間】

抽出を実施

※イタルダ区間見直しを反映

新規区間【12区間】※

※重複除く

事故対策(車両事故対策)が必要な区間の抽出

歩道整備(歩行者事故対策)が必要な区間の抽出

A. 事故が多発
(データ)
【7区間】

B. 重大事故が発生
(データ)
【11区間】

C. 安全性の懸念
(地域の声)
【0区間】

D. 歩道の整備状況
(データ)
【0区間】

E. 安全性の懸念
(地域の声)
【0区間】

削除区間【4区間】

R7事故危険区間リスト【309区間】

削除方針

H31・R1以前対策済区間

最新事故データを基に
抽出基準に該当しない

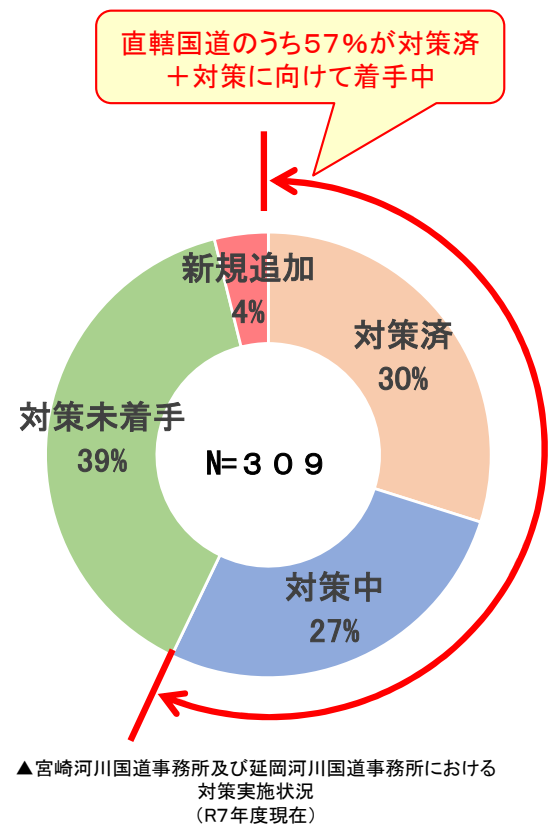
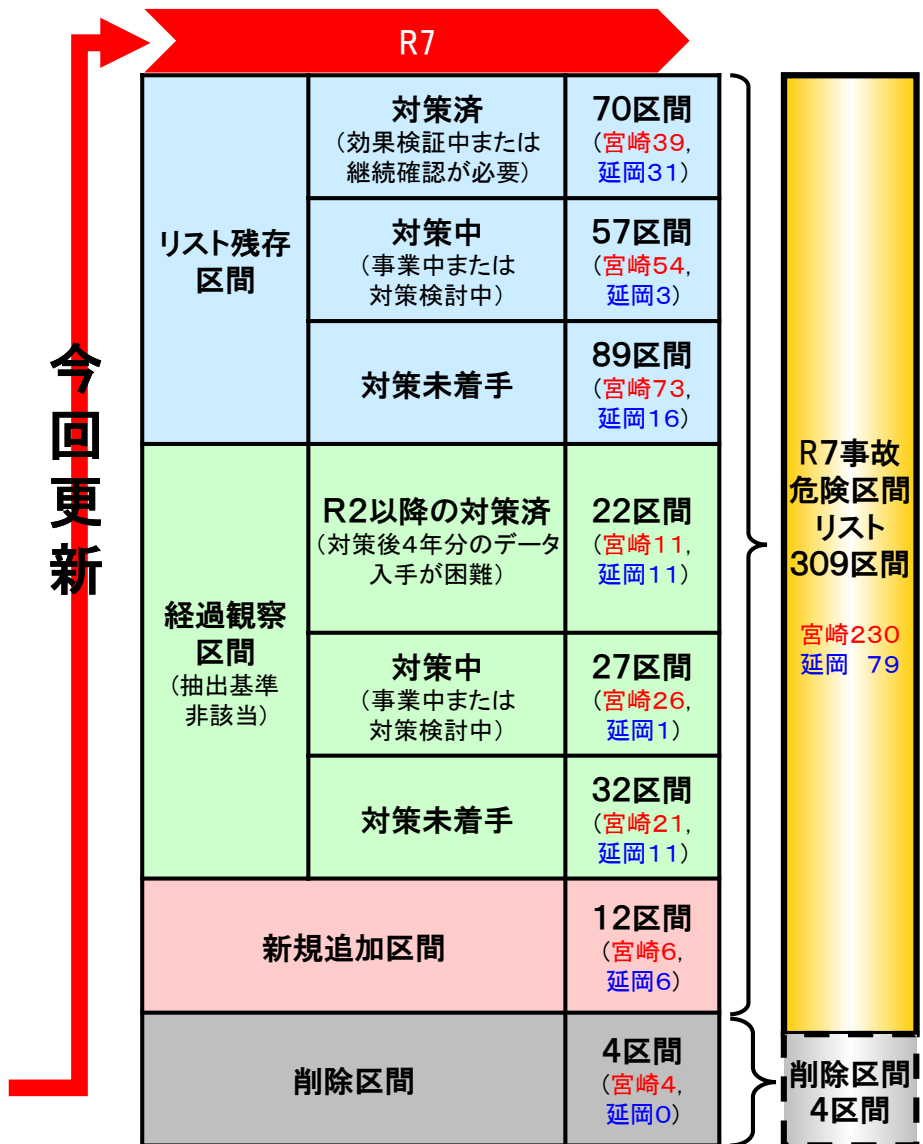
対策後の事故件数が
3割以上減少

削除

3-4. 事故危険区間リストの更新結果

- ・宮崎県の直轄国道における対策の進捗状況は57%であり、随時、対策を実施中である。
- ・その内訳は、**対策済が30%**、**対策中が27%**、**対策未着手が39%**、**新規追加区間が4%**である。

年度	事故危険区間リスト数				
	総数	新規	削除	対象外	対策済
H22	185	185	—	—	—
H22 区間 見直し	224	39	—	—	—
H27	292	68	—	—	38
H30	287	23	28	—	86
R1	289	6	4	—	53
R2	285	5	7	2	65
R3	283	2	4	—	56
R4	274	1	10	—	67
R5	268	0	5	1	64
R6	296	33	5	—	80
R6 区間 見直し	301	5	—	—	—



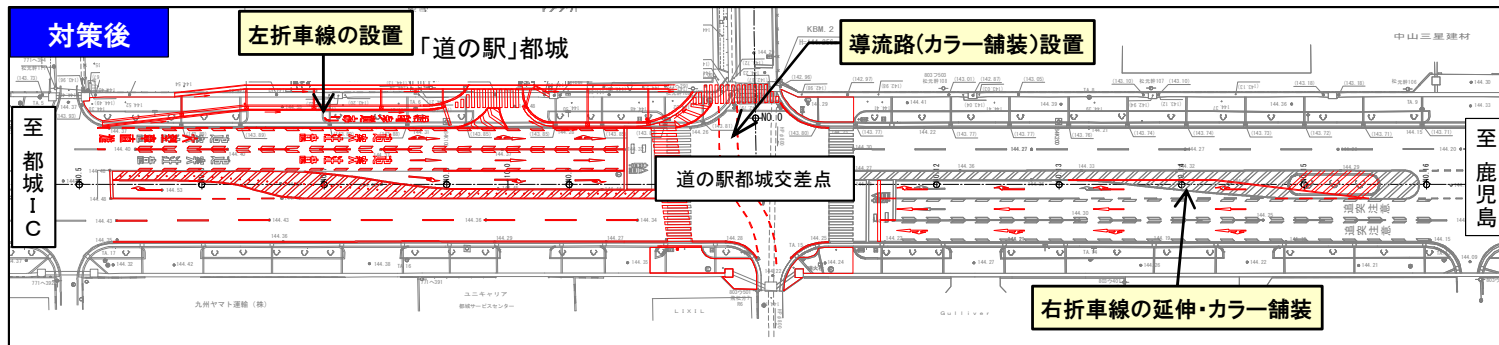
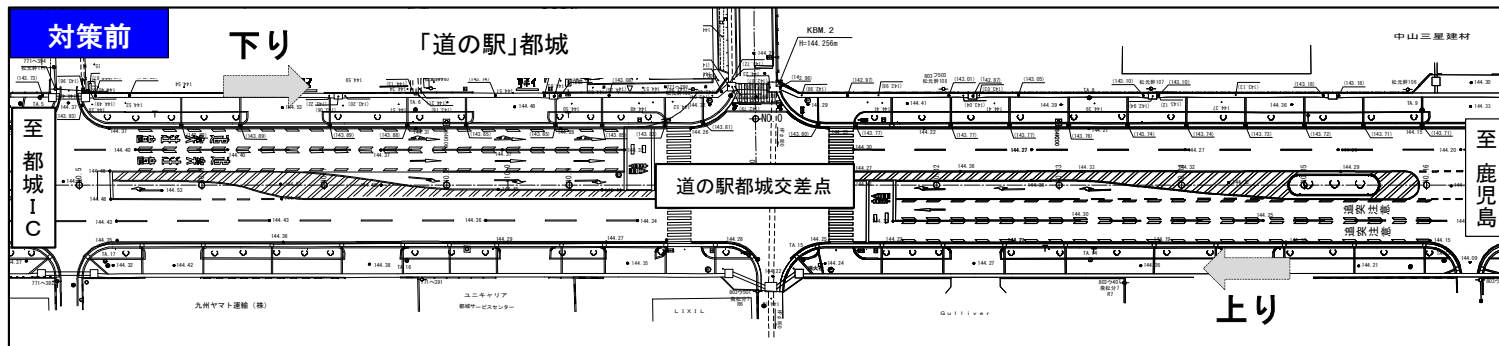
4. 幹線道路における事故対策の検証

4-1. 幹線道路における事故対策の検証 【道の駅都城交差点改良】

01 対策概要

- ・「道の駅」都城は「都城市物産振興拠点施設整備基本計画（R2.3月策定）」を受け、**R5.4月にリニューアルオープン**。
- ・「道の駅都城交差点」は、道の駅のリニューアルに伴いアクセス増加が見込まれたことから、潜在的危険箇所として**第5次事故危険箇所**に指定（R3年度）。
- ・対策として、**左折専用車線の設置（下り線）**や**右折車線の延伸（上り線）**等の**交差点改良**を行い、R5.10月に**対策が完了**。

宮崎河川国道事務所管理箇所

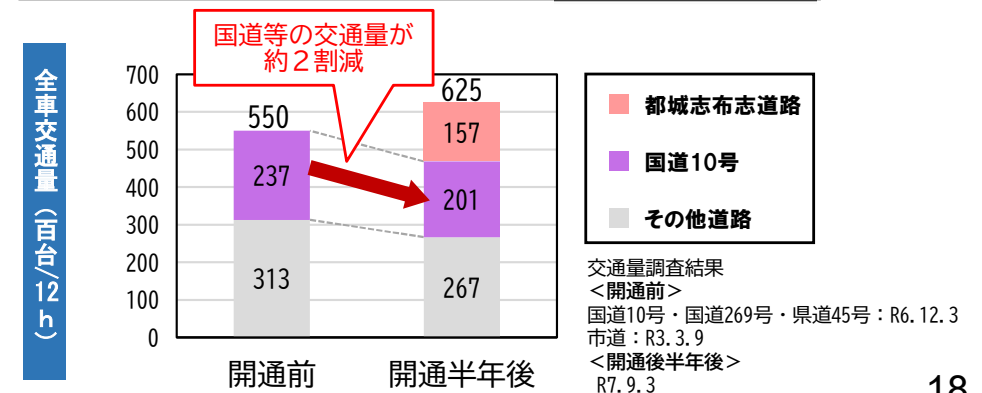
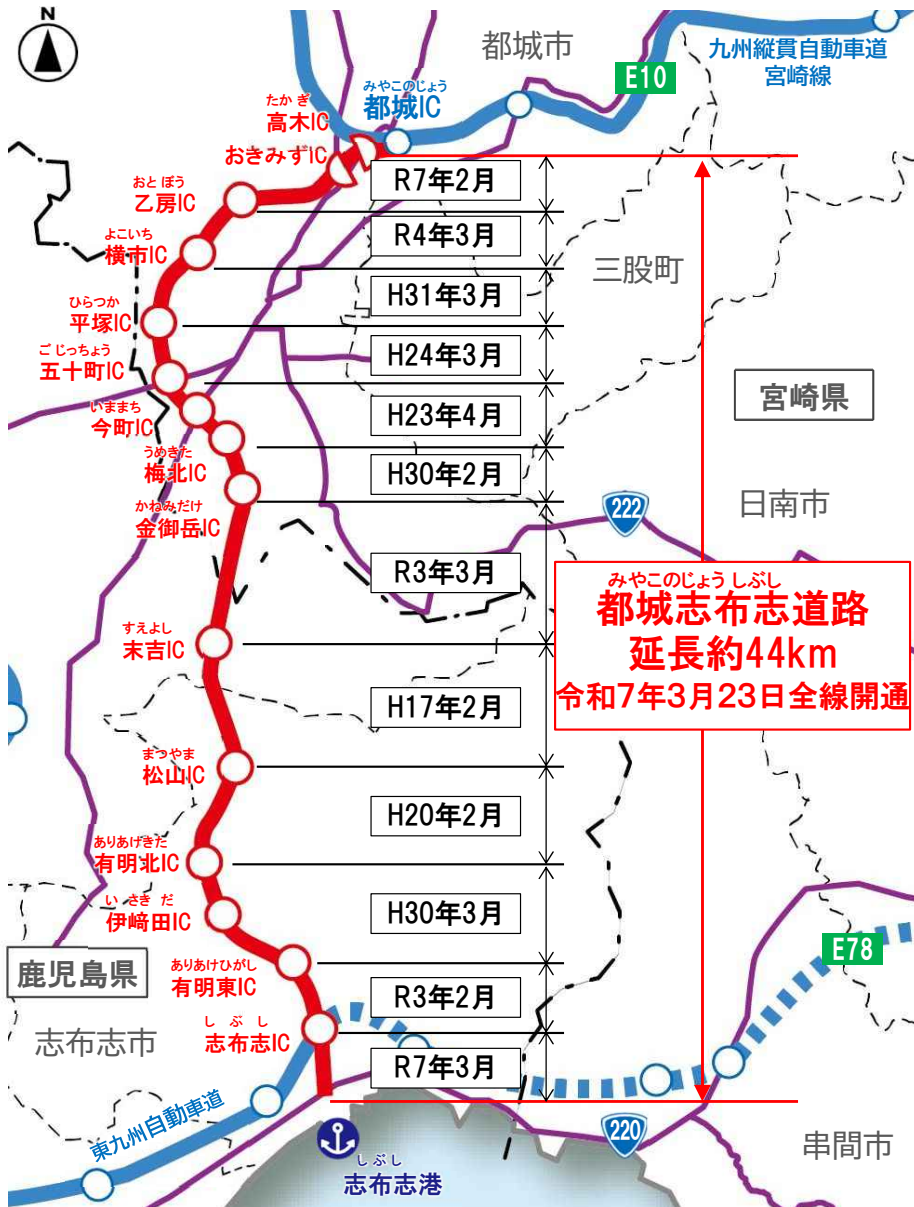


4-1. 幹線道路における事故対策の検証【道の駅都城交差点改良】

02 都城志布志道路の全線開通による影響(効果)

宮崎河川国道事務所管理箇所

- ・「道の駅」都城に接する国道10号では、**R7.3月**に都城志布志道路が全線供用開始。
- ・都城志布志道路の全線供用後、並行する国道10号では**交通量が約2割減少**。

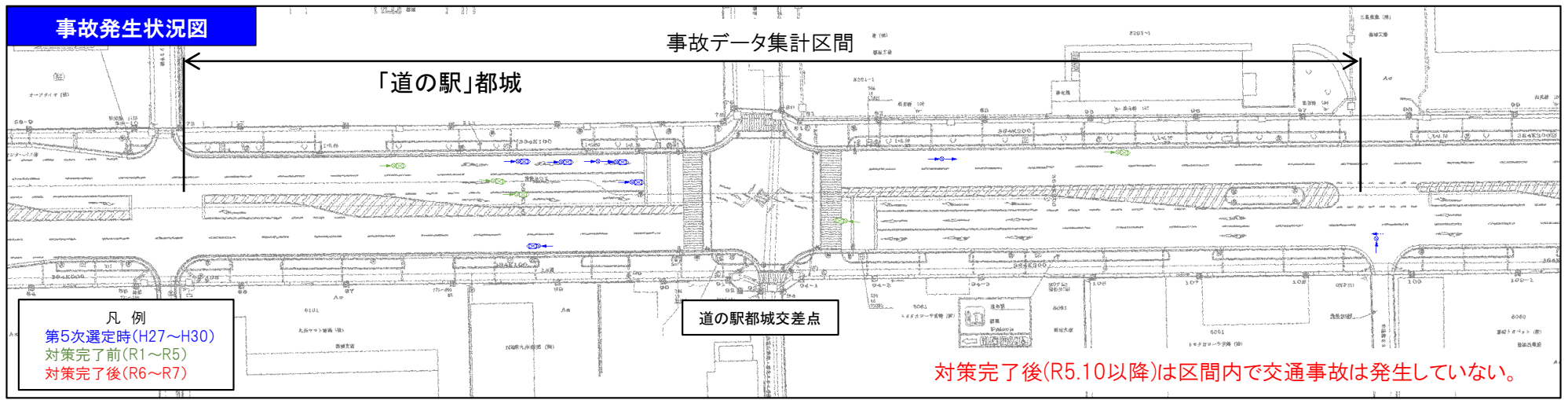
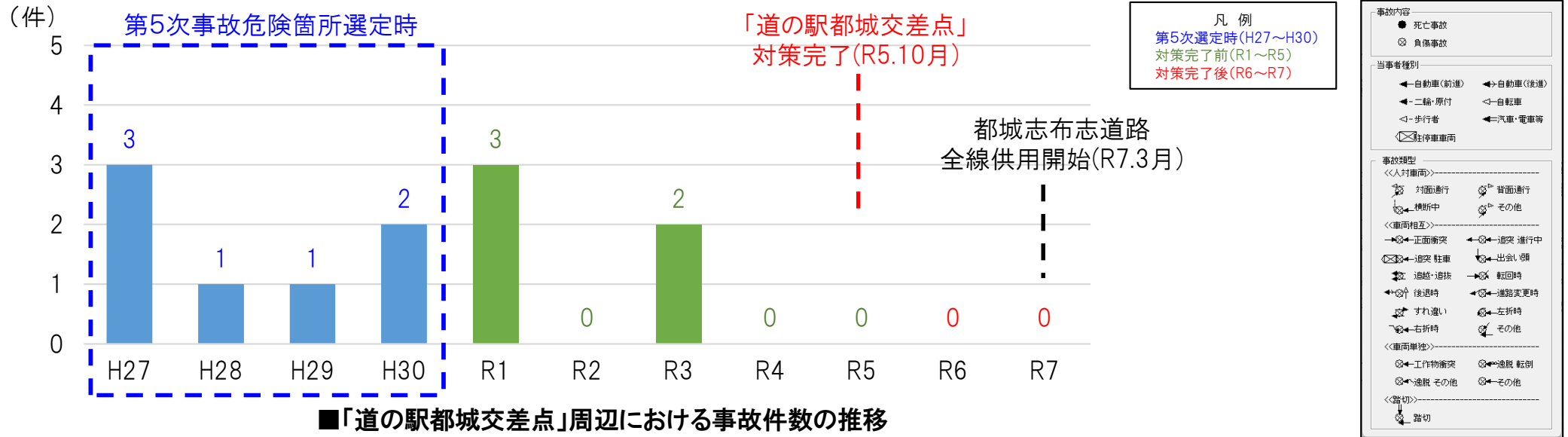


4-1. 幹線道路における事故対策の検証【道の駅都城交差点改良】

03 対策効果_事故発生状況

宮崎河川国道事務所管理箇所

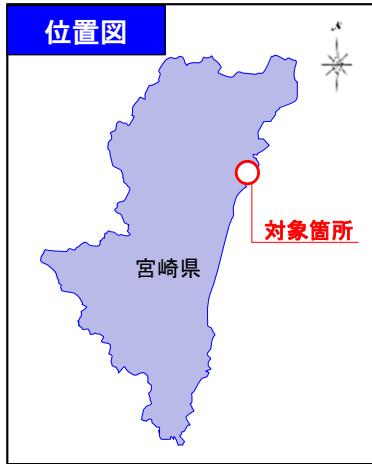
- ・第5次事故危険箇所の選定時においては、「道の駅都城交差点」周辺では7件/4年（H27～H30）の交通事故が発生。
- ・R5.4月のリニューアル以降、R7.12月末時点において同区間での交通事故は発生しておらず**対策効果が発現**していると推察。
- ・ただし、対策完了後の2年経過時点であり信頼性が乏しいため引き続き**経過観察**を実施。



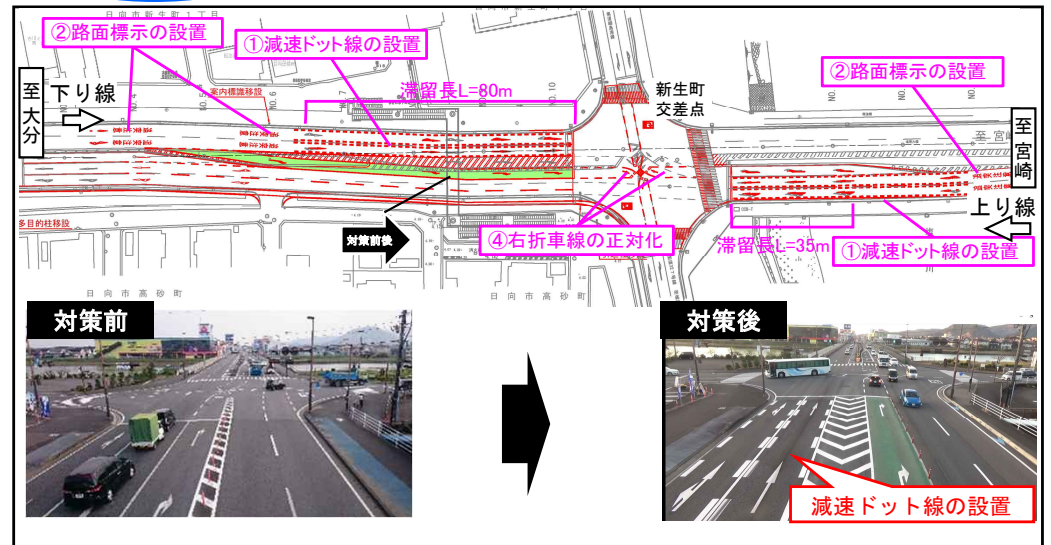
4-2. 幹線道路における事故対策の検証【日向市新生町(新生町交差点)】

延岡河川国道事務所管理箇所

整備状況と対策効果

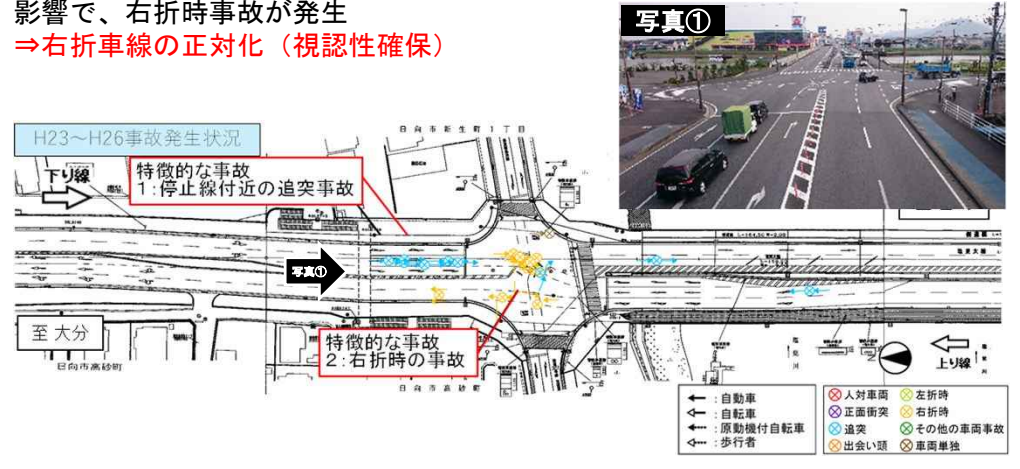


Do 対策実施

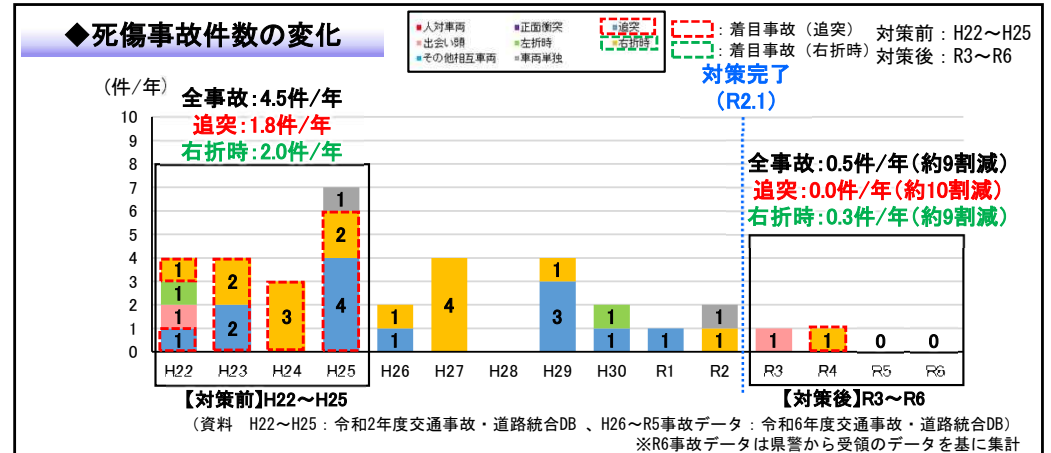


Plan 事故要因の把握と対策立案

- >直進車の走行速度が高いため、追突事故が発生
⇒減速路面標示、路面標示文字（注意喚起、速度抑制）
- >右折車線相互が中央分離帯で正対していないため、対向直進車を視認しにくい影響で、右折時事故が発生
⇒右折車線の正対化（視認性確保）



Check 対策効果の検証



5. 生活道路の事故対策

5-1. 生活道路の交通安全に係る連携施策(ゾーン30プラス)

- これまで、生活道路では、警察による低速度規制対策「ゾーン30(平成23年~)」と、県道または市町村道管理者による「生活道路対策エリア(平成28年~)」に取り組んできた。
- 令和3年度より更なる対策推進を図るために、2つの施策を組み合わせた「ゾーン30プラス」を新たに推進。
速度規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の強化を図る。

- 課題
 - 生活道路における高速度走行車両への速度抑制の必要性
 - 幹線道路から生活道路への抜け道利用の進入抑制の必要性
- 目的
 - 生活道路における歩行者・自転車の安全性向上

第11次交通安全基本計画(R3年)では、生活道路におけるより一層の効果的な対策推進の必要性について言及

H23~

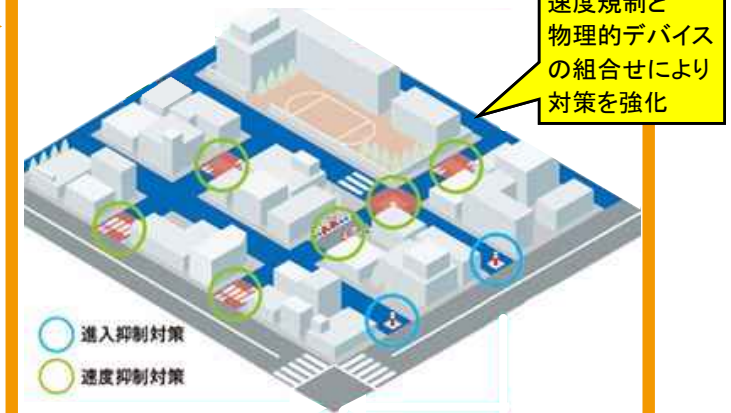


H28~



R3~

警察と道路管理者の連携によるゾーン30プラス



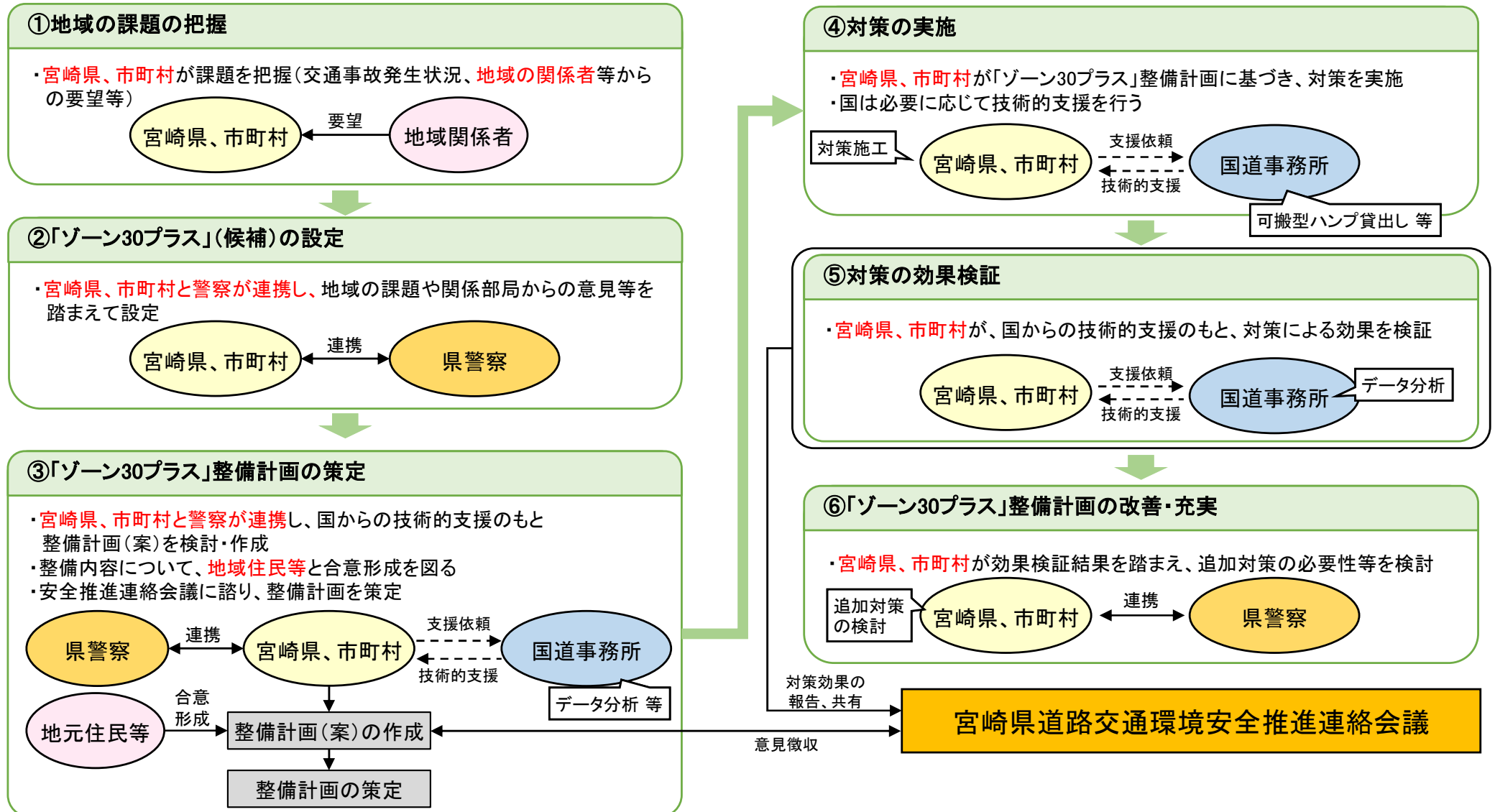
ゾーン30プラスの入り口(イメージ)



【一部引用】生活道路の交通安全対策ポータル(国土交通省)
<https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/sesaku/anzen.html>

5-2. ゾーン30プラスの取組フロー

- ・道路管理者である宮崎県及び市町村と警察が連携し、「ゾーン30プラス」整備計画の策定及び施工、効果評価の取組を行っている。
- ・国土交通省は技術的な支援（交通ビッグデータ分析、可搬型ハンプの貸出し等）を実施している。
- ・本会議では「ゾーン30プラス」整備計画の策定に向けた意見徴収、対策の効果検証結果の報告・共有等を行う。



5-3. 宮崎県におけるゾーン30プラス整備計画策定状況

- 宮崎県では下記6箇所について、ゾーン30プラスの整備計画を策定済みである。
- 日向市^{ひら}比良地区、日南市^{とだか}戸高地区について、整備効果の検証を実施。日向市^{えら}江良地区について対策施工を実施。

■宮崎県におけるゾーン30プラス整備計画策定済み地区

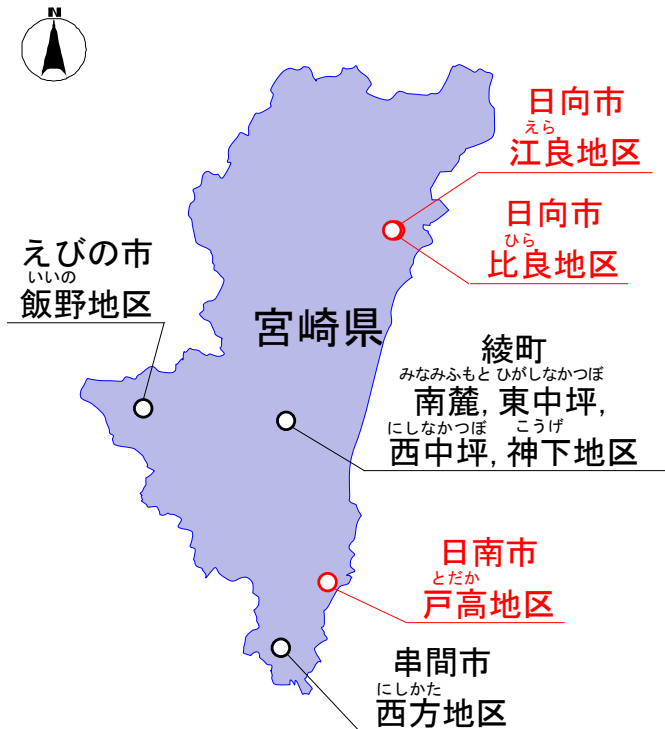
市区町村	地区名	整備計画策定時期	対策時期	物理的デバイス
日向市	日向市 ^{ひら} 比良地区	R5.3	R6.1(完了)	狭さく
日向市	日向市 ^{えら} 江良地区	R7.3	R7.10(完了)	狭さく
えびの市	えびの市 ^{いいの} 飯野地区	R5.3	R5.9(完了)	スムーズ横断歩道
綾町	綾町 ^{みなみふもと ひがしなかつぼ} 南麓, 東中坪, ^{にしなかつぼ こうげ} 西中坪, 神下地区	R5.3	R6.2(完了)	狭さく
日南市	日南市 ^{とだか} 戸高地区	R5.3	R7.3(完了)	狭さく
串間市	串間市 ^{にしかた} 西方地区	R5.3	調整中	シケイン・狭さく

⇒整備効果検証を実施
P.25、26で詳述

⇒対策施工を実施
P.27で詳述

⇒整備状況
P.28で詳述

■位置図



5-4. 日向市比良地区 整備状況

- ・「日向市^{ひら}比良地区」では令和5年3月にゾーン30プラス整備計画を策定し、令和6年1月までに対策（交通規制・物理的デバイスの設置等）を完了。
- ・速度規制と物理的デバイス（狭さく）の組み合わせにより、車両速度の抑制を促し、歩行者の安全を図る。

■位置図



■推進体制

構成メンバー

- ・ひゅうが 日向市
- ・ひゅうが 日向警察署
- ・ざいこうじ 財光寺小学校
- ・ひゅうが 日向市教育委員会
- ・ひら 比良地区自治会長

■対策概要図



■対策の実施状況



狭さく（改良）



カラー舗装（改良）



ゾーン30プラス看板・路面標示

凡例

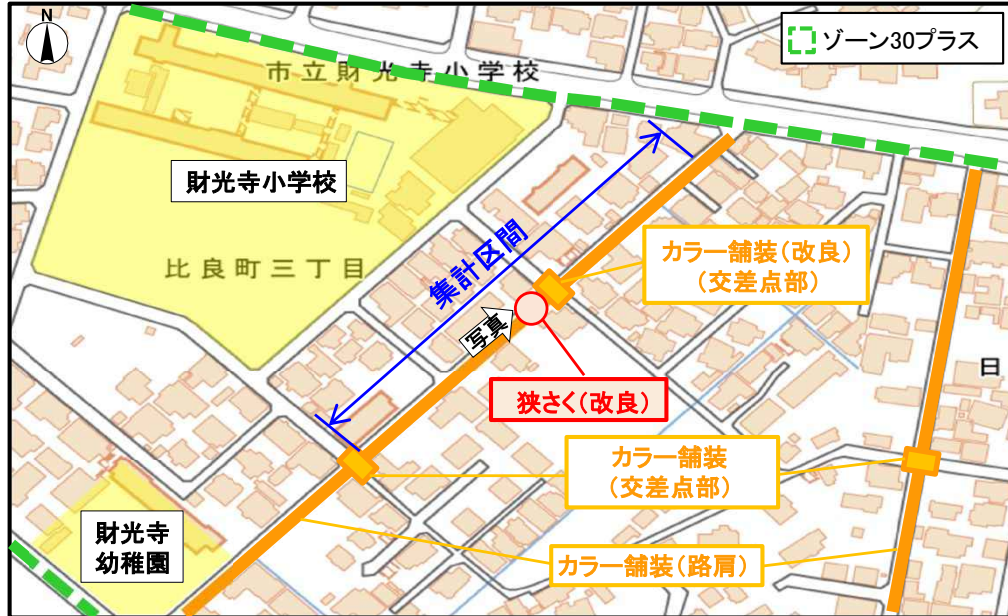
	ゾーン30プラス 看板・路面標示
	物理的デバイス
	その他ハード対策
	規制等
	ソフト対策

※破線は整備区域に含まれない道路

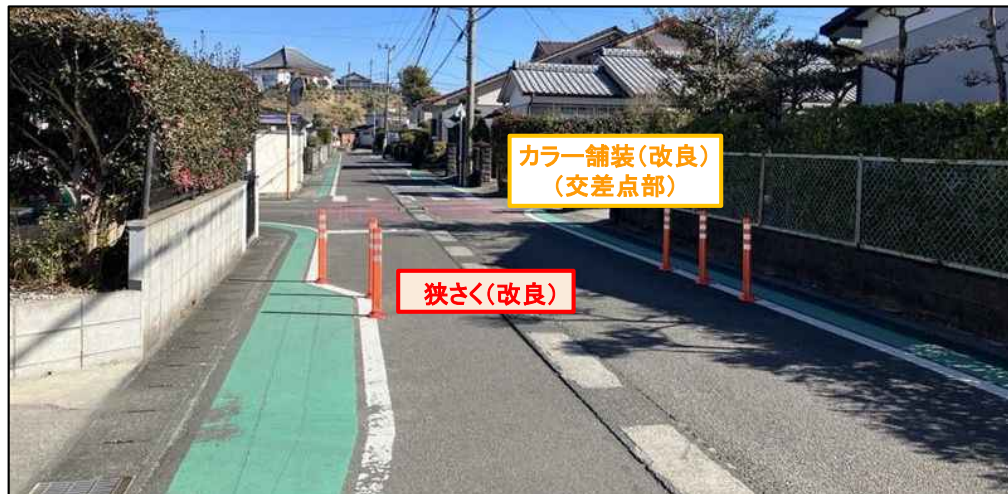
5-5. 日向市比良地区 整備効果

- ・狭さく（改良）および交差点部のカラー舗装（改良）を実施している区間において、設置後に30km/h超過割合が約11%低下している。
- ・また、平均速度も約3km/h低下しており、速度抑制の効果があったものと考えられる。

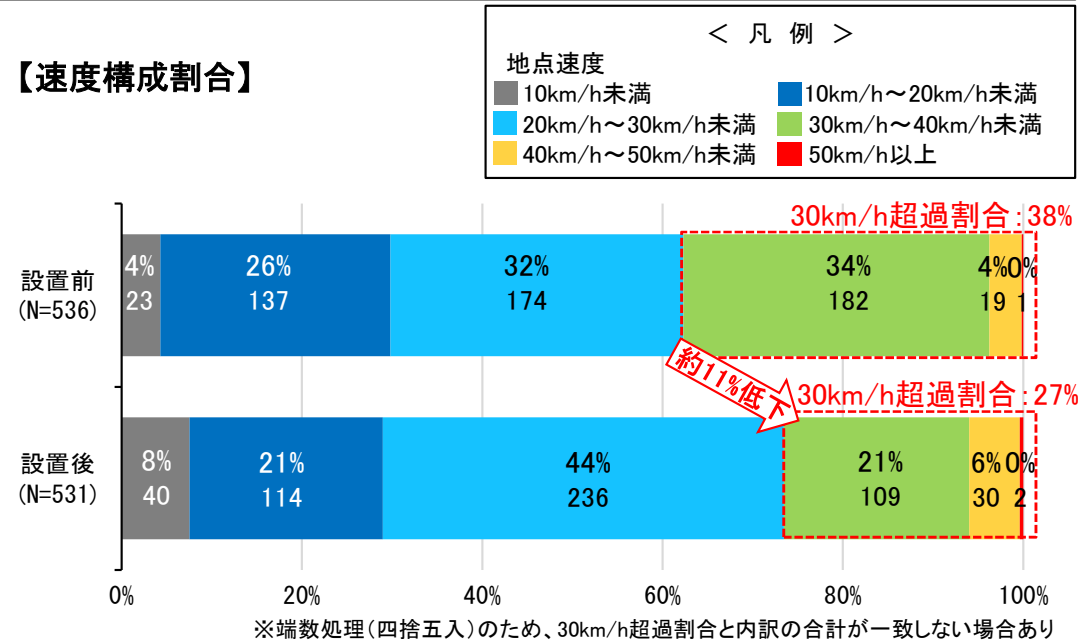
■狭さく・カラー舗装設置箇所付近の整備効果



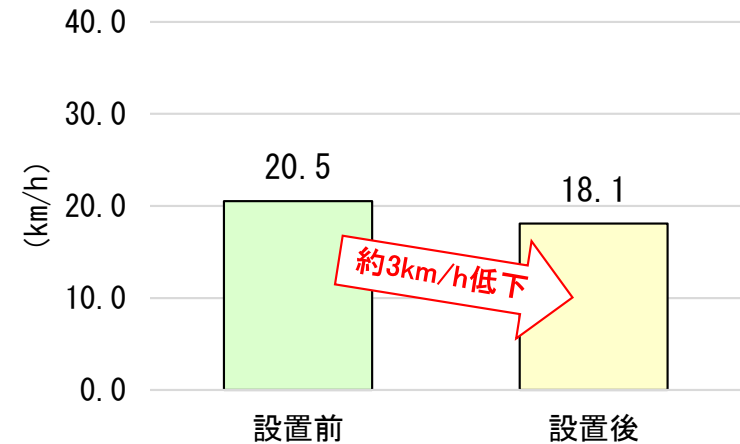
【写真(現地の対策状況)】



【速度構成割合】



【平均速度】



ETC2.0プローブデータ(様式5-1(全道路プローブ統合サーバDRM区間単位車両別旅行時間))
 設置前: 令和4年4月1日~令和5年3月31日(平日)24時間
 設置後: 令和6年4月1日~令和7年3月31日(平日)24時間
 地理院地図(電子国土Web)

5-6. 日向市江良地区整備状況

■エリア概要

・本地区は県道 細島港線に隣接するエリアであり住宅街の奥に小学校、中学校が立地。県道 細島港線から生活道路に通過交通が多く流入。

位置図



■目的・対策

- ・エリア内に所在する小学校、中学校の児童が狭い路肩を通学。
- ・児童と高齢者の安全対策として、狭さくなどの事業を実施。(令和7年10月までに対策を完了)

■主な対策内容

【警察(日向警察署(TEL:0982-53-0110))】

- ・最高速度30km/h区域規制
ゾーン30プラス路面表示

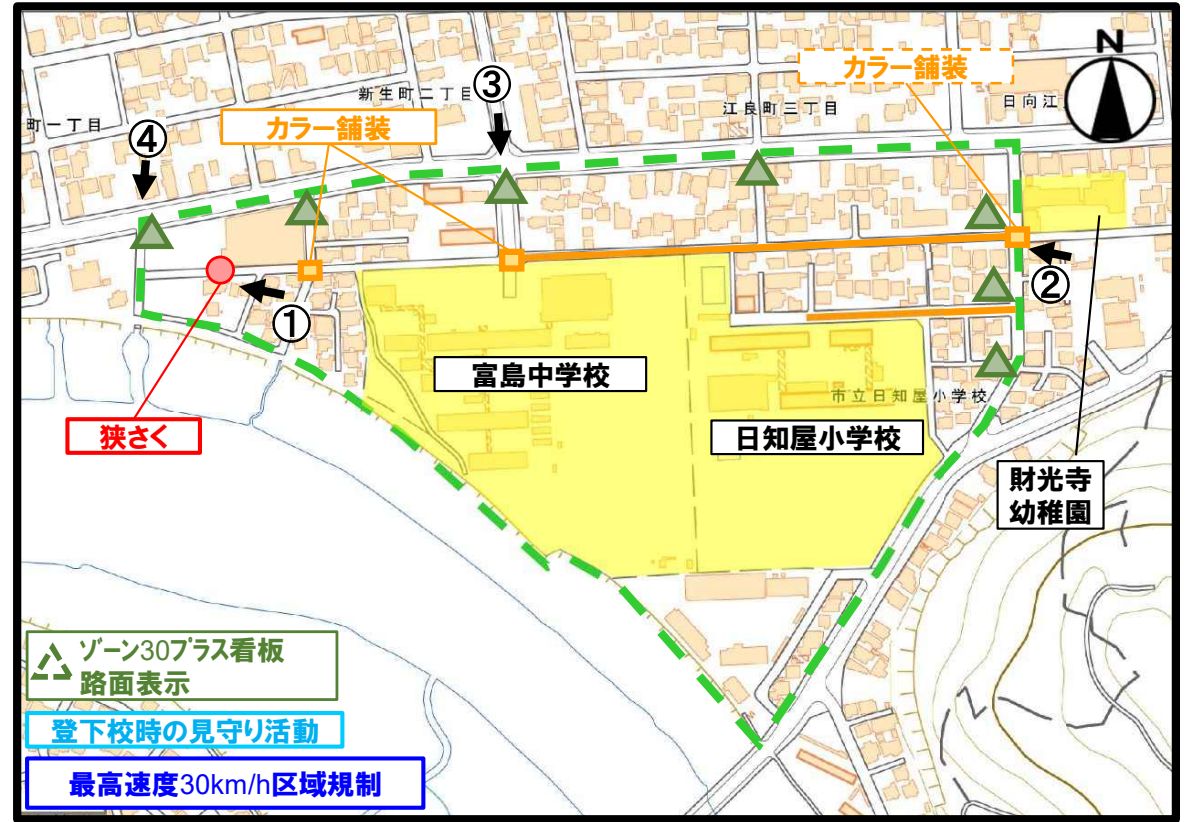
【道路管理者(日向市役所建設課(TEL:0982-66-1031))】

- ・ゾーン30プラス看板、狭さく、路側帯のカラー舗装

【地域(日知屋小学校、富島中学校、地域住民等)】

- ・登下校時の見守り活動

※ 対策内容の詳細については、上記の問い合わせ先にご連絡ください。



(出典:国土地理院地図)

■対策の実施状況



狭さく



カラー舗装



ゾーン30プラス看板・路面表示



ゾーン30プラス看板・路面表示

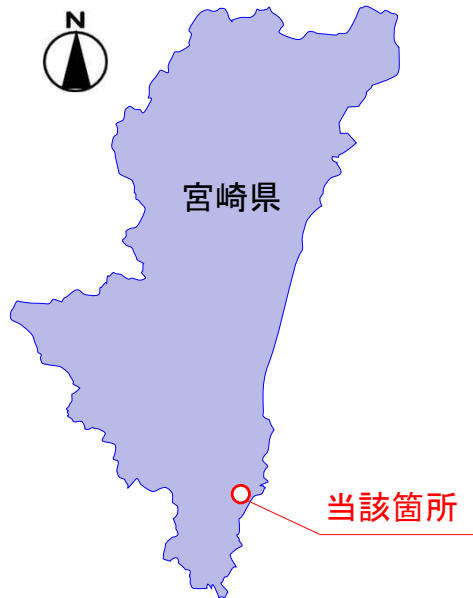
凡例	
	ゾーン30プラス
※破線は整備区域に含まれない道路	
	ゾーン30プラス 看板・路面表示 対策済
	対策予定
	物理的デバイス 対策済
	対策予定
	規制等 対策済
	対策予定
	その他ハード対策 対策済
	対策予定
	ソフト対策 実施中
	実施予定

※ 今後、実施した対策の効果検証を行い、更なる対策の必要性等について検討していきます。(PDCAサイクルの継続的な取組)

5-7. 日南市戸高地区整備状況

- ・「日南市戸高地区」では令和5年3月にゾーン30プラス整備計画を策定し、令和7年3月に対策を完了。
- ・速度規制（30 km/h）と物理的デバイス（狭さく）、さらには交差点部のカラー化等を組み合わせることにより車両速度の抑制、交差点不停止の減少を促す。

位置図

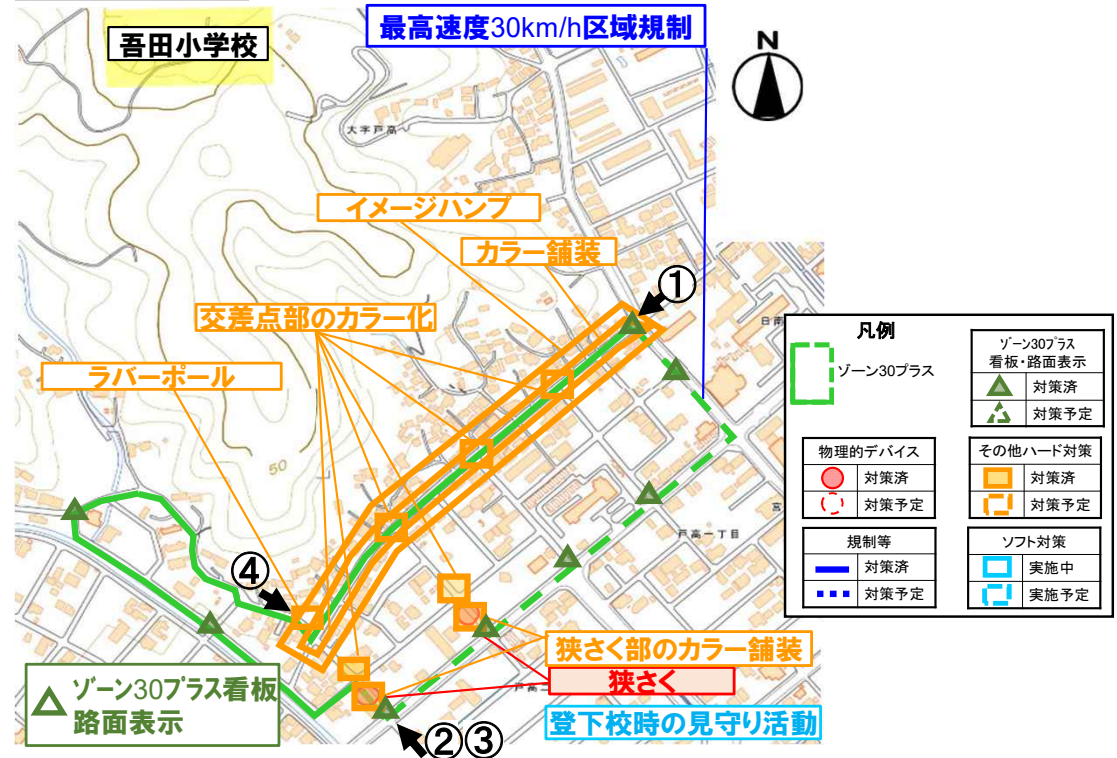


推進体制

個別協議

- ・ 日南警察署
- ・ 日南市
- ・ 日南市教育委員会
- ・ 横通自治会
- ・ 後河内自治会

対策概要図



対策の実施状況



①ゾーン30プラス路面表示



②狭さく+カラー舗装



③交差点部のカラー化

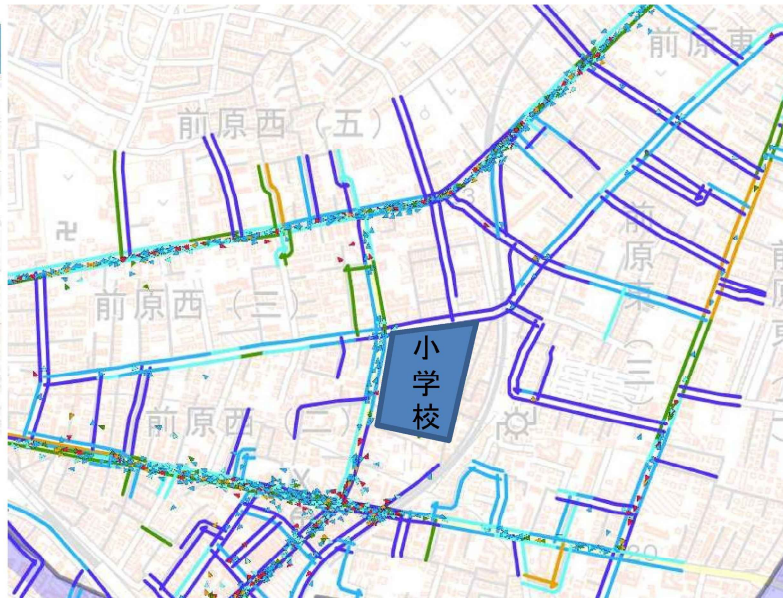


④ラバーポール

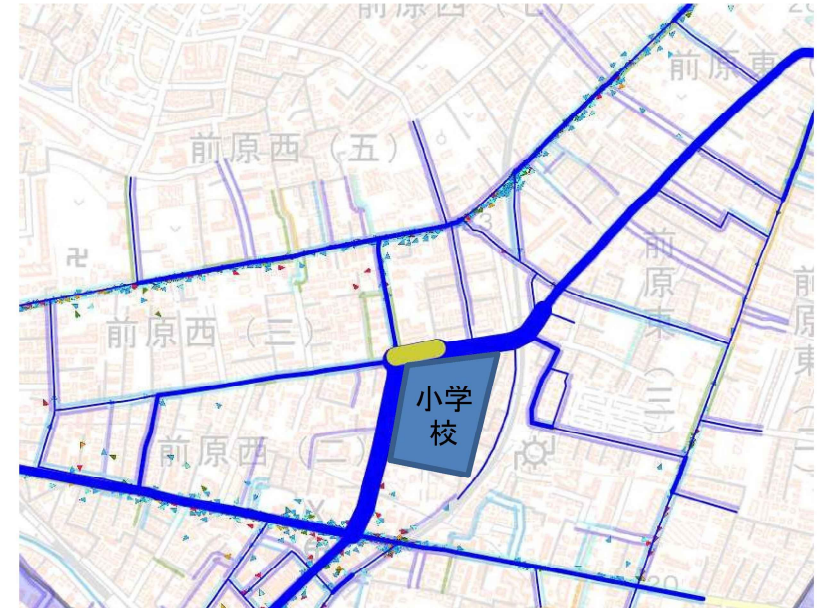
5-8. 生活道路分析ツールの紹介

- ・全道路プローブ統合サーバから出力されたETC2.0プローブ情報等を、簡易かつ直感的な操作によって、瞬時に地図上に表示できるツール
- ・ブラウザ上で利用するwebアプリとなっており、全国の国道事務所等の職員が利用可能(令和5年8月運用開始)

30km/h超過割合と急減速箇所



抜け道経路



プルダウンメニュー
で容易に表示切替

背景地図:国土地理院 標準地図(ベースマップ)

【出典】生活道路の交通課題を可視化する「生活道路分析ツール」(国土技術政策総合研究所)

インタラクティブな（結果を見ながら・地方公共団体職員と対話しながらの）作業が可能

➡ 道路管理者による対策箇所/内容の検討が、効果的、効率的に行える
地域をよく知る方の実感に合わせて課題を可視化でき、円滑なコミュニケーションが可能

5-9. 法定速度30km/hについて

生活道路[※]における自動車の 法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

1 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



2 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

4 自動車専用道路 

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

6. その他

6-1. 今後のスケジュールについて

今回(令和8年3月)

【承認議案】

- ・事故危険箇所(案)
- ・事故危険区間リストの更新

【報告議案】

- ・幹線道路における事故対策の検証
 - ・国道10号 道の駅都城交差点
 - ・国道10号 新生町交差点
- ・生活道路の事故対策
 - ・効果検証結果の報告
(日向市比良地区、日南市戸高地区)
 - ・整備状況の報告
(日向市江良地区)
- ・県内の各自治体にオブザーバーで参加頂き(WEB含む)、取り組みを共有、拡散

次回予定(令和8年7~8月)

【承認議案】

- ・事故危険区間リストの更新

【報告議案】

- ・幹線道路における事故対策の検証
- ・事故危険箇所(第6次社会資本整備重点計画)の取組について
- ・生活道路の事故対策